

大分市学校給食用物資納入事業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市立小学校、中学校及び義務教育学校で提供する学校給食に係る物資の調達について、その品質を保持したうえで、安定的な供給を確保するために実施する給食用物資の納入事業者の登録（以下「登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「給食用物資」とは、大分市立小学校、大分市学校給食東部共同調理場及び大分市学校給食西部共同調理場において使用する学校給食用の食材をいう。

(登録区分及び取扱物資)

第3条 登録の区分は学校別物資登録区分及び共通物資登録区分とし、各区分において取り扱う給食用物資は、別表第1のとおりとする。

2 登録は、複数の区分を選択することができるものとする。

(配送エリア)

第4条 給食用物資を配送するエリアは、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、共通物資登録区分に係る給食用物資については、原則として、市内全エリアへ配送するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、教育長が別に定める。

(登録の申請)

第6条 登録を受けようとする者（以下「申請書」という。）は、大分市学校給

食用物資納入事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、
教育長が別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。

- (1) 市税完納証明書又は市税等滞納調査同意書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく許可を
要する事業所については、食品営業許可証の写し
- (4) その他教育長が必要と認める書類

2 教育長は必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させる
ことができる。

（登録）

第7条 教育長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を
審査し、適当と認めるときは、登録をするものとする。

2 教育長は、申請者が次に掲げる基準に適合しないと認めるときは、登録を
しないものとする。

- (1) 学校給食が、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、
児童生徒の食に関する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割
を果たすものであることを理解していること。
- (2) 市内に本店、支店又は営業所を有すること。ただし、市内事業者により
納入できない給食用物資を納入する場合は、この限りではない。
- (3) 共通物資登録区分にあつては、大分市物品等供給契約に係る競争入札参
加資格を有すること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- (7) 食に関する法律その他の関連法令等を遵守していること。
- (8) 市が求める学校給食の実施に必要な量を確実に供給でき、仕入れ又は製造加工能力等を有し、並びに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- (9) 衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。また、随時の立ち入り検査等については、速やかに応じることができること。

3 教育長は第1項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）について、大分市学校給食用物資納入事業者登録名簿に記載し、当該名簿を市ホームページにより公表するものとする。

（登録の変更）

第8条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき、営業を廃止し、若しくは休止したとき又は登録を廃止しようとするときは、大分市学校給食用物資納入

事業者登録事項変更・追加・廃止届（様式第4号）に必要書類を添えて、速やかに教育長に提出するものとする。

（登録の取消し等）

第9条 教育長は、登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項に規定する登録の基準に適合していないと認められる場合
- (2) 著しく品質の劣る給食用物資を納入した場合
- (3) 登録に係る営業を廃止した場合
- (4) 登録の廃止を届け出た場合
- (5) 金銭的信用を著しく欠くと認められる場合
- (6) 虚偽の申請又は届出をした場合
- (7) その他学校給食の運営に当たり、著しく適正を欠くと認められる場合

2 教育長は、登録者が、大分市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の規定に該当した場合は、同要領に準じた措置を行うものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の規定による登録に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の

施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

（学校別物資登録区分）

食肉類	こんにゃく類	穀類
魚介類	食肉加工品類	一般物資類
野菜・果物類	魚練り製品類	調味料類（しょうゆ、みそ、酢）
卵類	調理用乳・乳製品類	調理用酒類
豆腐類	デザート類	その他調味料類

（共通物資登録区分）

一般物資類

別表第 2 （第 4 条関係）

配送エリア	配送先（大分市立小学校及び共同調理場）
市内全エリア	下記全ての小学校及び共同調理場
大分西部エリア	金池小学校、長浜小学校、春日町小学校、 大道小学校、西の台小学校、南大分小学校、 城南小学校、荏隈小学校、豊府小学校、 八幡小学校、神崎小学校
大分東部エリア	滝尾小学校、下郡小学校、森岡小学校、 東大分小学校、日岡小学校、桃園小学校、 津留小学校、舞鶴小学校
明野エリア	明野西小学校、明野東小学校、明野北小学校
鶴崎エリア	三佐小学校、鶴崎小学校、別保小学校、 明治小学校、明治北小学校、高田小学校、 川添小学校、松岡小学校
大南エリア	戸次小学校、上戸次小学校、吉野小学校、 竹中小学校、判田小学校

植田エリア	東植田小学校、植田小学校、賀来小学校、 敷戸小学校、駕野小学校、宗方小学校、 横瀬小学校、横瀬西小学校、寒田小学校、 田尻小学校
大在・坂ノ市エリア	大在小学校、大在西小学校、大在東小学校、 丹生小学校、小佐井小学校、坂ノ市小学校
東部共同調理場	大分市学校給食東部共同調理場
西部共同調理場	大分市学校給食西部共同調理場